3　既に高等学校卒業程度認定試験を受けて一以上の試験科目について合格点を得ている者（最後に高等学校卒業程度認定試験の出願の日以後に氏名又は本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、国籍。以下同じ。）を変更した者を除く。）が、当該試験科目以外の試験科目についてさらに高等学校卒業程度認定試験を受けようとする場合においては、第一項第二号及び前項の規定にかかわらず、その受験願書に、同号に掲げる書類又は前項に規定する他の証明書を添えることを要しない。

4　既に高等学校卒業程度認定試験を受けて一以上の試験科目について合格点を得ている者（日本の国籍を有しない者を除く。）が、最後に受けた高等学校卒業程度認定試験の出願の日以後に氏名又は本籍を変更した場合であつて、その者が、当該試験科目以外の試験科目についてさらに高等学校卒業程度認定試験を受けようとするときにおける第一項第二号の規定の適用については、同号中「戸籍抄本又は本籍（日本の国籍を有しない者であつた者にあつては、国籍。）の変更後の戸籍抄本一通」とする。この場合においては、第二項の規定は適用しない。

第十一条第二項中「願い出」を「願出」に改める。

削る。

第八条第一項中「の全部（」を「（第五条第一項から第五項までの規定に基づき」に改め、「除く。）」の下に「の全て」を加え、同条第三項を次のように改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間における改正後の戒字義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則第九条第一項第二号並びに高等学校卒業程度認定規則第九条第二項第二号及び同条第三項の規定の適用については、同号中「戸籍抄本又は本籍（日本の国籍を有しない者であつた者にあつては、国籍。）の変更後の戸籍抄本一通」とあるのは、「氏名又は本籍（日本の国籍を有しない者であつた者にあつては、国籍。）の変更後の戸籍抄本一通」とする。この場合においては、第二項の規定は適用しない。

3　既に高等学校卒業程度認定試験を受けて一以上の試験科目について合格点を得ている者（最後に高等学校卒業程度認定試験の出願の日以後に氏名又は本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、国籍。以下同じ。）を変更した者を除く。）が、当該試験科目以外の試験科目についてさらに高等学校卒業程度認定試験を受けようとする場合においては、第一項第二号及び前項の規定にかかわらず、その受験願書に、同号に掲げる書類又は前項に規定する他の証明書を添えることを要しない。

4　既に高等学校卒業程度認定試験を受けて一以上の試験科目について合格点を得ている者（日本の国籍を有しない者を除く。）が、最後に受けた高等学校卒業程度認定試験の出願の日以後に氏名又は本籍を変更した場合であつて、その者が、当該試験科目以外の試験科目についてさらに高等学校卒業程度認定試験を受けようとするときにおける第一項第二号の規定の適用については、同号中「戸籍抄本又は本籍（日本の国籍を有しない者であつた者にあつては、国籍。）の変更後の戸籍抄本一通」とあるのは、「氏名又は本籍（日本の国籍を有しない者であつた者にあつては、国籍。）の変更後の戸籍抄本一通」とする。この場合においては、第二項の規定は適用しない。

第十一条第二項中「願い出」を「願出」に改める。

削る。

第八条第一項中「の全部（」を「（第五条第一項から第五項までの規定に基づき」に改め、「除く。）」の下に「の全て」を加え、同条第三項を次のように改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間における改正後の戒字義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則第九条第一項第二号並びに高等学校卒業程度認定規則第九条第二項第二号及び同条第三項の規定の適用については、同号中「戸籍抄本又は本籍（日本の国籍を有しない者であつた者にあつては、国籍。）の変更後の戸籍抄本一通」とあるのは、「氏名又は本籍（日本の国籍を有しない者であつた者にあつては、国籍。）の変更後の戸籍抄本一通」とする。この場合においては、第二項の規定は適用しない。

第十一条第二項中「願い出」を「願出」に改める。

削る。

第八条第一項中「の全部（」を「（第五条第一項から第五項までの規定に基づき」に改め、「除く。）」の下に「の全て」を加え、同条第三項を次のように改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間における改正後の戒字義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則第九条第一項第二号並びに高等学校卒業程度認定規則第九条第二項第二号及び同条第三項の規定の適用については、同号中「戸籍抄本又は本籍（日本の国籍を有しない者であつた者にあつては、国籍。）の変更後の戸籍抄本一通」とあるのは、「氏名又は本籍（日本の国籍を有しない者であつた者にあつては、国籍。）の変更後の戸籍抄本一通」とする。この場合においては、第二項の規定は適用しない。

第十一条第二項中「願い出」を「願出」に改める。

削る。

第八条第一項中「の全部（」を「（第五条第一項から第五項までの規定に基づき」に改め、「除く。）」の下に「の全て」を加え、同条第三項を次のように改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間における改正後の戒字義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則第九条第一項第二号並びに高等学校卒業程度認定規則第九条第二項第二号及び同条第三項の規定の適用については、同号中「戸籍抄本又は本籍（日本の国籍を有しない者であつた者にあつては、国籍。）の変更後の戸籍抄本一通」とあるのは、「氏名又は本籍（日本の国籍を有しない者であつた者にあつては、住民票の写し又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書」とする。

告　示

○法務省告示第二百六十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年七月二日

法務大臣　滝　　実

住所　東京都豊島区池袋２丁目62番１―601号
張瓢瑶　平成２年３月16日生

住所　東京都世田谷区船橋６丁目26番１―819号
徐兵兵　昭和58年10月11日生

住所　東京都文京区白山５丁目24番６―103号
李浩明　昭和38年７月24日生

住所　東京都足立区本木２丁目18番26号
金亨官　昭和51年９月20日生

住所　東京都世田谷区代沢４丁目22番11号
柳惠太　昭和55年12月７日生

住所　埼玉県川口市並木１丁目22番13号
瀋之松　昭和57年10月１日生

住所　埼玉県朝霞市田島２丁目９番５号
アサヌール・アミン　昭和39年６月８日生

住所　埼玉県蕨市南町４丁目38番３号
劉海[火+龍]　昭和46年11月23日生

住所　埼玉県川口市大字芝4873番地
張思　平成２年11月18日生

住所　埼玉県川口市大字芝5158番地７
テルマ・サユリ・コニシ　昭和57年２月10日生

住所　埼玉県富士見市ふじみ野東１丁目２番地２
張冠玉　昭和54年10月４日生
孫薇　昭和56年９月22日生

住所　埼玉県入間市大字野田1573番地10
劉艶　昭和49年３月10日生

住所　埼玉県東松山市箭弓町２丁目10番18号
夏芳　昭和45年１月12日生

住所　埼玉県久喜市栗原４丁目３番地10
マリア・ルース・シフェンテス・スアレス・デ・ウヒマ　昭和38年６月22日生

住所　東京都大田区東糀谷１丁目１番10―410号
金美麗　昭和54年７月14日生

住所　東京都目黒区八雲３丁目13番32号
南幸秀　昭和63年５月１日生

住所　東京都目黒区八雲３丁目13番32号
南鎭　平成２年８月29日生

住所　東京都世田谷区野沢１丁目35番５―1407号
李美江　昭和45年３月13日生
鄭奈奈　平成９年９月４日生
鄭茉依　平成９年９月４日生

住所　東京都渋谷区恵比寿４丁目16番６号
鄭里絵　昭和56年５月16日生

住所　千葉県習志野市本大久保１丁目２番24―210号
宋君子　昭和27年９月26日生

住所　千葉県船橋市宮本３丁目１番１―704号
吳允博　昭和54年８月31日生

住所　佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2128番地６
朴東緒　昭和44年10月19日生
金和美　昭和46年４月25日生
朴贊龍　平成10年２月16日生
朴美緒　平成11年６月16日生
朴贊東　平成13年１月20日生

住所　富山市二俣新町139番地
黄光子　昭和28年８月12日生
韓英九　昭和58年７月25日生

住所　東京都品川区西五反田３丁目７番６号
韓洪九　昭和55年２月28日生

住所　北九州市小倉南区高野４丁目１番１―302号
金亨子　昭和51年９月15日生

住所　福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈413番地１
朴榮和　昭和41年１月25日生
金成斗　平成14年９月８日生
金陸斗　平成18年２月26日生

住所　福岡県古賀市日吉２丁目３番11号
李金司　昭和38年５月31日生
朴榮玉　昭和43年５月14日生
李大雅　平成９年８月12日生
李将熙　平成11年９月５日生

住所　愛知県名古屋市中川区豊成町１番２―521号
マルコス・ジネン・サワダ　昭和39年６月17日生
ノルマ・ユキエ・アンラク　昭和40年２月５日生
ナタン・ホウニ・サワダ　平成15年10月11日生

住所　名古屋市天白区御前場町30番地
張洪波　昭和53年３月28日生

住所　愛知県安城市法連町５番地12
藩宇星　昭和46年３月５日生

住所　広島県三原市沼田東町納所1085番地１
郭東植　昭和43年１月30日生

住所　東京都港区新橋２丁目13番３号
林瑞蓮　昭和43年４月８日生

住所　滋賀県長浜市南田附町112番地７
吳路羅　平成３年２月18日生

住所　滋賀県米原市高溝224番地28
セサール・ヘリェーラ・デ・ジーザス　昭和58年３月２日生

住所　千葉県成田市美郷台２丁目２番地10
フロリダ・サン・ディエゴ・イマムラ　昭和46年10月30日生

住所　横浜市金沢区並木２丁目７番６―706号
プレショウサ・エステノー・スズキ　昭和36年12月14日生

住所　横浜市鶴見区北寺尾７丁目５番21号
桂峰虎　昭和53年４月14日生

住所　横浜市保土ケ谷区天王町２丁目50番地１
アイリーン・ウングリヤ・イノウエ　昭和49年５月８日生
マイカ・イノウエ・ビリャラマ　平成12年１月26日生
アヤカ・イノウエ・ビリャラマ　平成15年１月３日生
カズヤ・イノウエ・ビリャラマ　平成17年７月10日生

住所　横浜市戸塚区戸塚町475番地２
ロナルド・ウングリヤ・イノウエ　昭和51年７月１日生

住所　神奈川県藤沢市湘南台６丁目２番地４
エリカ・メリッサ・イレイ・ギマ　昭和61年４月１日生

住所　川崎市川崎区四谷上町21番16―105号
張愛瀞　昭和38年１月17日生

住所　神奈川県南足柄市雨坪83番地12
高徳春　昭和45年11月１日生
高伸　平成５年11月13日生
高萌　平成８年９月６日生